

## 第38 寄託

### 1 寄託契約の成立

#### (1) 要物性の見直し（変更）

#### 民法第657条

寄託は、当事者の一方が相手方のためにある物を保管することを相手方に委託し相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

（改正前民法657条）

寄託は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

寄託契約が、意思表示のみで効力を生じることが明らかにしたものである。

#### (2) 寄託者の解除権（新設）

#### 民法第657条の2

(1)寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、受寄者は、その契約の解除によって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。

消費貸借における目的物交付前の借主の解除と同一の規定である。

##### (1) 時期

受寄者が寄託物を受け取るまで、寄託者は寄託契約を解除できる。

##### (2) 有償無償の別

寄託契約が有償か無償かを問わない。

##### (3) 受寄者への賠償義務

当該契約の解除によって受寄者に損害が生じたときは、受寄者は、その損害の賠償を請求することができる。

#### (3)無償寄託における受寄者の解除権（新設）

#### 民法第657条の2

(2)無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。

##### (1) 時期

受寄者が寄託物を受け取るまで、受寄者は寄託契約を解除できる。

##### (2) 有償無償の別

無償寄託であることを要する。

##### (3) 書面による寄託契約の例外

無償寄託であっても書面によって寄託契約が締結された場合には、適用されない。

#### (4)寄託物が引き渡されない場合における受寄者の解除権（新設）

#### 民法第657条の2

(3)受寄者（無報酬で寄託を受けた場合にあっては、書面による寄託の受寄者に限る。）は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。

##### (1) 要件

無償寄託における受寄者の解除権を行使し得ない場合である。

##### (2) 時期の経過

寄託物を受け取るべき時期を経過していることが必要である。

### (3) 効果

解除により、受寄者は寄託物の引受義務を免れることになる。他方、有償寄託の場合保管料その他の報酬請求権も失うこととなる。

## 2 受寄者の自己執行義務

### (1)受寄者の自己執行義務（変更）

#### 民法第 658 条

- (1)受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用することができない。
- (2)受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。

### (2)再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任（変更）

- (3)再受寄者は、寄託者に対し、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。

(改正前民法 658 条)

- 1 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない。
- 2 第 105 条及び第 107 条第 2 項の規定は、受寄者が第三者に寄託物を保管させることができる場合について準用する。

第 658 条 1 項は、従前の改正前民法 658 条 1 項を維持するものである。

第 2 項は、受寄者が再寄託を認める要件として、やむを得ない事由がある場合をも含めることとしたものである。

第 3 項は、従来の改正前民法 658 条 2 項を実質維持するものである。

## 3 寄託物についての第三者の権利主張

### (1)受寄者の通知義務（変更）

#### 民法第 660 条

- (1)寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこれを知っているときはこの限りでない。

(改正前民法 660 条)

寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。

(改正前民法 615 条)

賃借物が修繕を要し、又は賃借物について権利を主張する者があるときは、賃借人は、遅滞なくその旨を賃貸人に通知しなければならない。ただし、賃貸人が既にこれを知っているときは、この限りでない。

改正前民法 660 条は、寄託物について第三者による権利主張があった場合における受寄者の寄託者に対する通知義務を規定するが、寄託者が既に知っているときを明文で除外していない。

他方、賃貸借の場合の同種規定である改正前民法 615 条では、賃貸人が既に知っているときは通知義務が免除されていることから、これと平仄を合わせることとなった。

### (2)寄託物についての第三者による権利主張（新設）

#### 民法第 660 条

- (2)第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を要しな

い場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべきことを命ずる確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）があったときであって、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。

- (3) 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

第三者が寄託物について権利を主張する場合であることを要する。

寄託者の指図（承諾）があれば、寄託者への返還義務を免れることは当然である。

受寄者が(1)の通知をした場合又は(1)ただし書の規定によりその通知を要しない場合であることを要する。

確定判決ないしそれと同一の効力を有するものに基づくことを要する。訴訟上の和解、調停調書、審判などを指す。

第三者にその寄託物を引渡した時点で、寄託者に対する返還義務を免れる。

#### **4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限（新設）**

##### 民法第664条の2

- (1) 返還された寄託物の一部滅失又は損傷があった場合の損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。
- (2) 前項の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

賃貸借と場合と同様である。

第1項における1年以内という期間制限は除斥期間のことである。

第2項は損害賠償の請求権のみであり、受寄者の支出した費用の償還請求権には適用されない。

#### **5 寄託者による返還請求（変更）**

##### 民法第662条

(1) 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。

(2) 前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。

（改正前民法662条）

当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。

損害とは、例えば受寄者が寄託物を補完するための設備や場所を、寄託期間中賃借していたが、寄託者が期限前に返還を請求してきたために、途中で設備や場所の賃借を解除し、それに伴う損害等（返還から期限までの期間の賃料）を負担した場合である。有償寄託における受寄者の報酬が損害に該当するかどうかは、解釈に委ねられることになる。

#### **6 混合寄託（新設）**

##### 民法第665条の2

- (1) 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。

- (2) 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。
- (3) 前項に規定する場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。

第1項は混合寄託の趣旨内容を規定したものである。

第2項について、混合寄託については受寄者が寄託物そのものの返還義務を負わないことから、寄託者は寄託した数量の物の返還を請求できることとしたものである。

第3項は、寄託物の一部が滅失したとき、残余の寄託物につき、寄託者は、寄託した物の数量の割合に応じて返還を請求できることとしたものである。

## 7 消費寄託（変更）

### 民法第666条

- (1) 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。
- (2) 民法第590条及び第592条の規定は、前項に規定する場合について準用する。
- (3) 民法第591条第2項及び第3項の規定は、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用する。

(改正前民法662条)

当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。

(改正前民法663条)

- 1 当事者が寄託物の返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでもその返還をすることができる。
- 2 返還の時期の定めがあるときは、受寄者は、やむを得ない事由がなければ、その期限前に返還をすることができない。

(改正前民法666条)

- 1 第5節（消費貸借）の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。
- 2 前項において準用する第591条第1項の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。

(改正前民法590条)

- 1 利息付きの消費貸借において、物に隠れた瑕疵があったときは、貸主は、瑕疵がない物をもってこれに代えなければならない。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。
- 2 無利息の消費貸借においては、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。この場合において、貸主がその瑕疵を知りながら借主に告げなかったときは、前項の規定を準用する。

(改正前民法591条)

- 1 当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。
- 2 借主は、いつでも返還をすることができる。

(改正前民法592条)

借主が貸主から受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることができなくなったときは、その時における物の価額を償還しなければならない。ただし、第402条第2項に規定する場合は、この限りでない。

第1項は、消費貸借の趣旨内容を規定したものである。

第2項は、消費寄託において、準用される消費貸借の規定（改正前民法590条及び同592条）を明記したものである。

第3項は、預金契約についてのみ、改正前民法591条2項が準用されることから、

受寄者は期限の定めの有無に関わらず寄託物をいつでも返還することができることとなる。